

## 7-6 環境権と関連の問題 <基礎編>

環境権とは何か、どのように守っていくのか？

### 環境権の背景と意義

企業の生産活動や市民の生活によって引き起こされる**大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音**などの被害を**公害**という。明治時代に起きた**足尾銅山の鉱毒事件**は日本最初の公害事件で、その後も工場の排煙や排水による被害は各地で発生したが、生産第一主義の国家政策のために反対の声は抑えこまれてきた。公害が大規模・広域化し、深刻な社会問題となったのは、高度経済成長期である。各地で人命を奪う深刻な被害が発生したにもかかわらず、政府や企業は積極的な対策をとろうとしなかった。その怠慢と無策に対して各地で住民運動が展開され、1960年代に相次いで公害訴訟が起こされた。とりわけ**水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病**の裁判は**四大公害裁判**とよばれ、いずれも被害者側の勝訴に終わり、判決文の中で政府と企業の責任が厳しく追及されたのは画期的なことであった。

企業の責任が明確になると政府もようやく公害防止対策を行わざるを得なくなった。またこうした問題をきっかけに、健康的な生活環境を確保するための権利として「**環境権**」が主張されるようになった。環境権は、日本国憲法には定められていない新しい人権であるが、現在では生存権や幸福追求権などに基づく権利として裁判でも認められるようになっていく。

### 環境権の発展

20世紀の終わりごろから、**地球温暖化**【①】が世界的な問題として注目されるようになった。これに伴い環境権は「人類の持続的な発展を可能にする自然環境や生活環境を求める権利」として、さらに進化発展する兆しを見せている。

地球温暖化は、さまざまな気候変動をもたらし、私たちの生活に大きな悪影響を与える。氷が解けて海水面が上昇したり、砂漠化の進行によって宅地や農地が失われる危険がある。次世代の良好な生活環境を保障するためには、二酸化炭素などの**温暖化ガス**の排出を抑制する生活スタイルを実践する必要がある。それは現代を生きる私たちにとって緊急かつ重要な課題である。【②】

### 環境権の国際化

次世代の生活環境を良好に保つためには、一国だけの努力では足りない。**海洋汚染**や大気汚染は隣国とも協調して対応しなければ解決しないものである。こうして環境権は、いま急速に国際化しつつある。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p108

①大気中の温暖化ガスは、赤外線を吸収し、地球から宇宙に出て行く放射熱を封じ込める。そのためガス濃度が高まると、地球の表面が温室状態になって暖まる。これを温暖化と呼ぶ。

②温暖化ガスの排出規制に関する**京都議定書**は、1990年との比較で、2012年までに温暖化ガスの排出を一定量(日本の場合は6%)削減することを加盟各国に求めている。